

# 2021 Annual Report

2021年度  
活動報告書

社会福祉法人 日本国際社会事業団  
International Social Service Japan (ISSJ)



C. Shigetoh

# 多様な人々がつくる社会の中で



「多様性」は、文字どおり変化に富んだ物事・事象の「あり方」を意味し、民族や文化から心身のはたらき、年齢・性別に至るまで、実にさまざまな多様性の形があります。家族のあり方もまた多様性の1つです。世界も日本も、社会は多様性に溢れています。「多様性」と共によく使われる言葉が、「包摶（インクルージョン）」です。多様な人々が「生きやすい」と感じること、それが「包摶」されるということではないでしょうか。ISSJは、多様な人々が少しでも「生きやすい」と感じられるように、さまざまな取り組みを行ってきました。それが、私たちが考える「ソーシャルワークの価値」なのかもしれません。創立時より受け継がれてきたDNAを変化する社会の中で活かし、多様な人々が包摶される豊かな社会の実現を目指します。

## 社会福祉法人 日本国際社会事業団 (ISSJ) とは

ソーシャルワークを通じ、日本で暮らす多様な人々が個人の尊厳を保ち、健やかで自立した生活を営むことができるよう支援します。

### 団体理念

- ・子どもの福祉を第一に  
ソーシャルワークを実践します。
- ・言葉や文化の壁を越えて、  
人々が福祉を享受できるよう支援します。

### ◎あゆみ◎

- 1952年　日米孤児救済合同委員会発足、戦災孤児などの援助開始  
1955年　国際福祉ネットワーク International Social Service 加入、日本支部となる  
1958年　ISS 沖縄代表部設立  
1959年　社会福祉法人として認可  
1960年　呉事務所設置、混血児童の援助開始  
1974年　戦後の児童福祉に貢献したとして、天皇陛下より下賜金を賜る  
1979年　UNHCR の委託によりインドシナ難民援助事業開始  
1994年　フィリピンの DSWD (社会福祉開発省) と  
フィリピンルツ児童の福祉に関する業務協定を結ぶ  
1996年　カンボジアで教育・人材育成事業開始  
デイケアセンター「プテア・ニヨニヨム」を開所  
2009年　呉事務所を閉鎖  
2016年　カンボジアの教育・人材育成事業の支援を終了  
「プテア・ニヨニヨム」運営を現地スタッフに移管  
2019年　養子縁組あっせん事業者として許可を受ける  
(30 福保子育第 2556 号)

社会福祉法人  
日本国際社会事業団  
(ISSJ) 理事長

永坂哲



ISSJ ご支援者並びにご関係者の皆様、異常気象やコロナ感染症蔓延が止みませんが、皆様がお元気にお過ごしていらっしゃいますことを心より祈っております。また、日頃の皆様からの ISSJ 活動に対するご理解・ご支援・ご協力に対して心より感謝申し上げます。

戦争がないから平和だとされる私達の日常生活でさえ、人間関係の綻び・事故・災難に因る子どもを中心とした犠牲者が既に十二分に存在する中、世界では常態化する悲惨な戦争・紛争・非民主的統治等で苦しむ人々が増すばかりです。国際化の波と相俟って生じる人道的危機は複雑多様化しており、ISSJにおきましてもイノベーションとサステナビリティを軸に柔軟な対応に迫られながら、日々活動価値を高める努力をしております。ネッ

ト社会への適応1つ取りましても、単なる手段の1つどころか、活動の根幹を占めるような時代となりました。そういう意味でも、ISSJ では HP やメールマガジンを通じた皆様とのコミュニケーション向上により一層注力しているところです。

「ウイズ・コロナ」という表現が普及してしばらく経ちますが、この「ウイズ」精神には困難や課題に立ち向かって前向きに頑張ろうとする人類の知恵と決意が込められている気がします。どうか皆様におかれましては、この「ウイズ」精神で、助けを必要としている人々に手を差し伸べるために、引き続き“ウイズ・ISSJ”でいて下さいますようお願い申し上げます。

### 国際ネットワーク

International Social Service (ISS) は、国境を越えて離散した家族や難民などの問題が発生したことを受け、1924年に家族や子どもの福祉を守るために設立されました。本部はスイスのジュネーブにあり、120カ国以上に ISS 支部とパートナー組織をもつ国際ネットワークです。



2021年度相談者の国籍(地域) 別新規相談件数

### ISSJ に寄せられる相談

ISS の日本支部として、ソーシャルワーカーによる相談支援を行っています。国境を越えて移動する家族や、日本で特別養子縁組を検討している方、日本在住の外国籍の方など、国内外から様々な相談が寄せられています。

# 子どもの国籍取得

外国籍の親のもとに生まれ、本国に出生登録がされずに日本で暮らし続ける子どもたちがいます。ISSJは、無国籍の状態にある子どもが国籍を取得するための支援を行っています。



Topics

ソーシャルワーカー、  
現場の声から。

ISSJのスタッフ、ステラ・オカンポスは、フィリピンを中心とした無国籍の子どもたちの国籍取得支援を行っているソーシャルワーカー。相談、書類作成、現地調査、出生登録など日々奔走しているオカンポスに、その活動内容を紹介してもらいました。

ソーシャルワーカーになるきっかけを教えてください。

マニラの大学に在籍中、最初は英語の教師になりたいと思っていました。それが次第にボランティアなどに関心を持ち始め、ソーシャルワークを学び、国家資格を取得しました。その後、パール・S・バッック財団（フィリピン支部）で、アジアとアメリカとの間に生まれた子どもの支援に携わっていました。

いつ日本に来ましたか？

95年に来日し、2011年にISSJに入職するまでは専業主婦をしていました。

## Statelessness

これらの書類から、Aさんの国籍取得が可能となりました。完了するまでに1年2ヶ月くらいを費やしました。

国籍取得までには大変な時間がかかるのですね。

まずコロナ禍では、国際便の書類のやり取りだけで日数がかかりました。

ただこのプロセスでいちばん大切なことは、当事者たちと信頼関係を築くことです。今回のケースでも、フィリピンに帰国していた母親を探し出したときは大変警戒されてしまい、現地の福祉当局のワーカーが何度も足を運んで丁寧に説明をして、ようやく心を開いてもらうことができました。時間をかけて、自分も相手と同じ目線に立って不安な気持ちに寄り添っていくことが必要なのです。

こういった無国籍のフィリピンの子は多いのでしょうか。

多いと思います。日本在住の東南アジア出身者の数で、フィリピンは4番目になります。の中でも国籍を取得していない子の数はフィリピンが一番多いのです。いま私は、7つの案件を同時に進めています。

そういう子どもたちは無国籍のまま日本に暮らしているということでしょうか。

はい。なかには31歳になるまで無国籍であった女性のケースもありました。在留資格だけは持っていて、日本人の男性と結婚するにあたり相談に来られました。この方は日本人になりたいという希望があり、帰化する手続きまでをサポートしました。

無国籍のまま生活に不自由はないのでしょうか。

そうですね。ビザがあれば住民票も在留カードも作成できますし、義務教育で学校に通うことも車の免許も取る



リモートワークを取り入れながら勤務。

ことでもできるので、そういう意味では社会生活ができるしそうのがまた問題点でもあります。ただ、無国籍の状態では当然パスポートは持てませんし、何より国籍は子どもたちのアイデンティティの核であり、決して離れるものではありません。

そんな無国籍の子どもたちと接するいまの活動をどう感じていますか？

とてもやりがいがあります。何よりフィリピンの同胞のために役に立てるということは、自分にとっては大変意義のあることだと思っています。



オカンポス ステラ  
Stella Ocampos

フィリピン・コンコルディア大学でソーシャルワークを学び卒業、国家資格取得。パール・S・バッック財団（フィリピン支部）で、アジアとアメリカとの間に生まれた子どもの支援にソーシャルワーカーとして従事。全国社会福祉協議会によるアジア社会福祉従事者研修生を修了。2011年にISSJ入職。

り、日本で生まれた子どもの出生届を受け付けない国もあります。

親の本国で出生の届出がされていない場合は、子どもの在留カードの国籍欄に国名の記載があっても、国籍が取れることにはなりません。実親の出身国に出生の届出がされていないと、パスポートの取得ができない、婚姻や帰化申請の手続きに支障が生じるなど、不利益をこうむることもあります。特に、親が亡くなる、行方不明になるなどして、親の出身国とのつながりが途切れてしまうと、国籍を取ることが難しくなり、無国籍状態が次の世代に連鎖することもあります。

## 無国籍の課題

全ての子どもは、出生後ただちに、国籍を取得する権利を有しています（子どもの権利条約第7条）。国籍は「権利をもつ権利」と言われ、国による保護を受けるために必要なだけでなく、子どもたちのアイデンティティの核になる大切な権利です。しかし、国籍は自動的に付与されるものではありません。

外国籍の女性が未婚で日本で出産したり、両親がともに外国籍である場合は、日本の役所に出生届を提出しただけでは、親の国の国籍を得られません。また、出生地主義の制度をもつ国や婚外子に差別的な国もある

## 国籍取得の相談

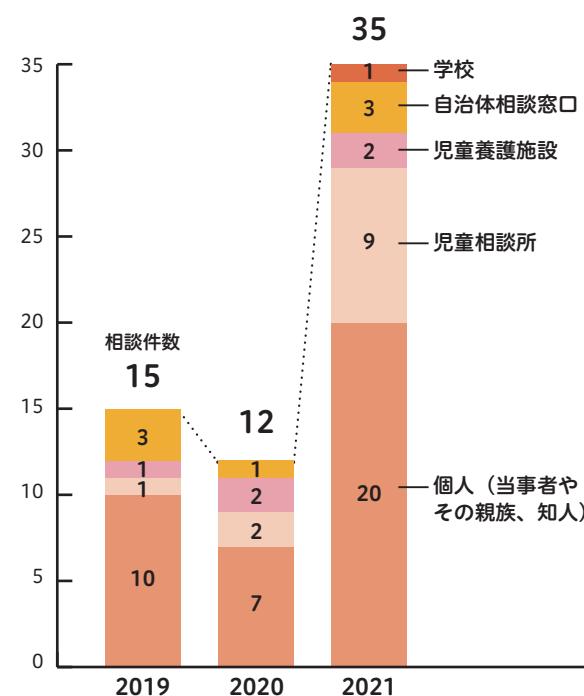
2021年度はパンフレットの配布や研修の実施など、ISSJからの情報発信に力を入れました。結果、2020年度・2019年度と比較すると、2021年度の相談件数は倍以上に増加。これまでアジア諸国出身者からの相談が中心でしたが、2021年度は南米諸国出身者の相談も目立ちました。相談件数の約4割は、児童相談所や自治体の相談窓口など、子どもやその家族を支援する行政機関から寄せられました。相談件数の高まりは、当事者を取り巻く社会全体に無国籍問題に対する意識が広がっていることを示しています。

### 2021年度 無国籍に関する相談の関連国一覧

フィリピン	18
タイ	4
中国	3
ブラジル	3
ボリビア	2
ネパール	2

2021年度 無国籍に関する相談の関連国（上位6カ国）

無国籍に関する相談件数と相談者の推移



## ISSJの国籍取得支援

子どもの実父母の出身国や背景によって、国籍取得のために必要な手続きや手順は異なります。ISSJの相談者は、社会的養護にある子どもや、母子ともに無国籍状態にあることが多いです。ISSJは、相談者の状況を詳細に聞き取った後、実親を含む親族の調査、報告書や書類の作成・翻訳、大使館・領事館への相談、手続きの同行などを行っています。

国籍取得に不可欠な出生登録を行うには、その子どもと実母の親子関係を証明する必要があります。実親の所在が不明で連絡を取ることができない場合は、ISSJネットワークやSNSを活用して実親や親族の居所探しを試みて、出生登録に必要な書類の収集や署名を依頼します。また、これまでの経緯をまとめた調査報告書を添えて、大使館・領事館に相談し、出生登録ができるように交渉します。法的な知識や手続きが必要な場合は、国内外の関係機関や弁護士との連携を図りながら、横断的な支援をします。

国をまたぐ手続きは複雑であり、相談開始後にすぐ国籍



## 国境を越えて移動する子ども

国際結婚や離婚、親族の養子縁組など、国境を越えて移動する家族やその子どもが暮らしていくためには、国ごとの制度の理解や複雑な手続きが必要なことがあります。

### 活動概要

外国につながる子どもの最善の利益のために、国籍取得支援に加え、国を越えて移動する子どもの養子縁組、児童調査・家庭調査などの支援をしています。また、外務省の面会交流支援事業の支援機関として、別れて暮らす親と子どもが面会できない状況を改善し、親子の交流の機会をつくるための交流支援もしています。

子どもの移住や本国への帰国が検討されるとき、移動した先の家庭や環境が子どもにとって適しているかどうか調査が必要な場合があります。ISSJは、国内外の公的機関や関係機関から依頼をうけ、家庭・適応調査の実施、

報告書の作成、翻訳をしています。2020年度までは、西欧や北米の裁判所やISSJ支部からの調査依頼や相談が多い傾向にありました。2021年度は日本国内の児童相談所など公的機関からの問い合わせが増加しました。

ISSJに寄せられる相談は多岐にわたります。手続きの方法に関する問い合わせや相談をうける中で、ソーシャルワーカーがより話をきくにつれ、当事者にとって最適な選択肢が見つかることもあります。ISSJは、子どもの福祉の観点から必要に応じた情報を提供しながら支援することを大切にしています。

### 家庭調査・適応調査

ISSJ支部や公的機関と連携し、子どもが本国に帰国、もしくは移住する場合に必要となる調査を実施しています。諸外国、特に欧米では、虐待や家庭の事情により、子どもが国や公的機関で保護された場合、どの環境に身を置くことがその子どもにとって最適であるかを、裁判所が決定します。その審判に必要な手続きとして、家庭調査とその報告書（家庭調査）が求められます。また、国境を越える養子縁組などによって子どもの生活環境が変わった場合、新しい環境に適応しているかどうか調査をすることもあります（適応調査）。

2021年度は、カナダやイギリスのISSJ支部からの依頼を受けて、それぞれの国から日本に帰国した虐待歴のある親とその子どもの家庭調査を児童福祉司といっしょに実施しました。

また、社会的養護にある外国籍の子どもが日本で暮らしつづける以外の選択肢がないか、児童相談所からの相談を受け、ISSJを通じて日本国外に住む親族の家庭調査を実施しました。この調査によって、それまで子どもが繋がりをもたなかった親族の状況把握や意思確認をする機会になりました。

### 面会交流

面会交流希望者のカウンセリング、交流日の連絡調整、当日の同席や通訳を行っています。今年度は計5家族の支援を実施しました。いずれの事案も別居親はアメリカやヨーロッパ諸国など外国に居住しています。新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限もあり、直接面会交流の実施は1家族に留まり、他の事案はオンラインでの実施となりました。支援した子どもの年齢は3歳から13歳と幅広く、それぞれ性格、コミュニケーション方法、その日のコンディションも違うため、常に柔軟な対応が求められました。このような国境をまたぐ面会交流の支援事例の報告を『ケース研究』に掲載する機会もありました。今後も関係者や当事者と協力しながら本事業への理解促進を図っていきます。



# 難民・移住者の相談支援

2021年末に日本に在留する外国人は276万人。コロナ禍による減少は見られましたが、総人口の2パーセントを占めています。これらの人々の中には難民も含まれています。



親子で経験を共にする社会見学第3弾を実施。うどん作りを体験しました。

## 活動概要・目的

難民や移住者家族にとって、言葉も文化も制度も異なる日本での暮らしは時に困難なものです。とりわけ、コロナ禍という危機的状況とそれが長期化する中で、移住者の生活基盤の脆弱さが浮き彫りとなりました。様々なコロナ対策が講じられる中、ISSJでは、在留資格や国籍に関係なく必要な行政サービスにアクセスし、その福祉が守られるよう、情報提供や手続き支援、連絡調整や同行支援を行いました。2021年度に目立ったのは、生活

困窮を訴える声と医療へのアクセスを求める声、ワクチン接種に関する相談です。合わせて、行動制限や困窮状態の長期化からか、メンタルの不調や家族関係の揺らぎに関する相談も寄せられました。どのような相談であっても、当事者一人ひとりの声に耳を傾け、公的機関や関係諸団体と連携しながら、課題解消に向けて調整を行いました。

## 相談の傾向

継続的な入国制限の影響か、新規相談件数は減少傾向が続いている一方で、2021年度は、数年～十数年以上前の相談者がコロナ禍を受け、再度相談を寄せるケースが相次ぎました。また、公的機関や関係諸機関からの問い合わせが全体の約3割を占めました（前年度の約4倍）。相談を受けたものの、その対応に苦慮した窓口が、ISSJを難民や移住者ための相談機関として認識し、詳細な情報提供や対応を求めていることが伺えます。

新規相談件数	●相談内容
236件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮</li> <li>・医療へのアクセス、医療費</li> <li>・コロナワクチン接種</li> <li>・コロナ関連施策へのアクセス</li> <li>・母子保健</li> <li>・子どもの発達</li> <li>・学習機会の確保(日本語、子どもの学習)</li> <li>・ミャンマー、アフガニスタンへの緊急避難措置に関する問い合わせ</li> </ul>

## 定住支援

難民を含む移住者の支援を実践する中でISSJが大切にしているのは、彼ら・彼らが日本で生活を立て直し、様々な資源を活用しながら自立的に暮らし、自己実現できるようになる、という長期的な視点をもった関わりです。目の前の課題を解消するだけでなく、移住者家族が一定の場所に住居を定め、地域に根付き、子どもも大人もそれぞれがその人らしく生きていける力を引き出していくことが、日本社会への定住のためには欠かせません。そのための取り組みを、定住支援と呼んでいます。



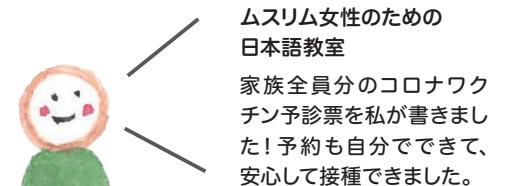
移住者の子どもと厩舎に職場見学に行きました。

## コミュニティへのアプローチ

母国を離れて暮らす移住者家族にとって、出身国や地域、言語や宗教と同じくする同胞とのネットワークは、日本での生活に必要な情報を入手し、母文化を守り継承していくために欠かせないものです。定住支援の一環として、移住者コミュニティへのアプローチを続けてきました。移住者コミュニティと受け入れ社会・地域がより良い関係を築き、地域住民としての声を届けられるようになるためです。

コロナの影響が長期化し、コミュニティ全体の疲弊が進んだ2021年度は、コミュニティへのアウトリーチをこれまで以上に重視しました。具体的には、コロナ緊急支援としての食支援の継続、コロナ後を見据えての日本語教育の充実、コミュニティの基盤強化(法人化のサポート)、親子で社会経験を積む機会の提供などです。日本語教室では、言葉の学習だけでなく、日本での生活、とりわけ、コロナ禍において必要な情報(ワクチン接種や感染予防、地域の感染状況など)の提供も積極的に行っていました。

### 日本語教室参加者の声



ムスリム女性のための日本語教室  
家族全員分のコロナワクチン予診票を私が書きました!予約も自分ででき、安心して接種できました。

### 初めて学ぶ男性のための日本語教室



口頭でのコミュニケーションは取れていましたが、初めて日本語を勉強しました。読み書きを学んだことで、仕事で任されることが増えました。丁寧な話し方もできるようになりました。恥ずかしいという気持ちがなくなりました。

## コロナ禍への対応

### ●ワクチン接種

ワクチン接種が開始すると、接種券を受け取れていない住民登録のない人(仮放免者など)からの問い合わせが相次ぎました。各自治体へ対応を確認すると同時に情報提供や働きかけを続け、ワクチン接種を希望する全ての人がアクセスできるように支援を行いました。

### ●生活困窮者への物資支援

ムスリムコミュニティを中心に、困窮する難民・移住者87世帯に対し、野菜、米、衛生用品等の支援物資を配布しました。感染が拡大する状況下で個人や家族が孤立しないよう、送付前後には全世帯に連絡を取り、生活状況の確認や情報提供を行いました。



# Adoption 特別養子縁組—子どもの幸せを願って

子どもは温かい家庭で愛情を受けて育つことが大切と考え、一人でも多くの子どもが家庭で成長できるよう養子縁組を支援しています。



## 養子縁組

### 活動概要

1952年設立以来、ISSJはその時代の課題に応じるために養子縁組に関する知識や技術を培ってきました。子どもは温かい家庭で愛情を受けて育つことが大切と考え、一人でも多くの子どもが家庭で成長できるよう養子縁組事業を行っています。養子縁組は、子ども、実親、

養親にとって生涯続くプロセスです。子どもの福祉を第一に考えるとともに、生みの親の意思決定や、養子を迎える養親への長期的なサポートなどを大切にし、児童福祉、母子保健や医療機関など関係機関と連携しながら活動をしています。

### 養親希望者の支援・相談件数

相談件数  
237件



養子を迎えることの相談は、2020年度から約1.25倍増加しました。特別養子縁組制度が少しずつ社会に浸透していることを実感しています。相談者には、社会的養護にある子どもが抱える課題に対する深い理解がありながら、外国籍であることが理由で他団体・児童相談所で養親登録ができるとされた養親希望者が数多く見られました。また、不妊治療の経験をきっかけに、家族の形を見つめなおし、血縁関係を超えた親子関係に関心をもった、といった声が寄せられています。相談数の増加を受け、2022年度よりオリエンテーションのグループ開催を導入する予定です。

### 妊娠・養育に関する相談

最初の相談はメールで寄せられる傾向にあります。必要に応じて、メールや電話相談の継続、オンライン面談、希望者には家庭訪問や対面で詳細を伺いました。子どもを養子に出したいという相談は、話を重ねるうちに、養育や子育て相談になることもあります。子ども家庭支援センターや福祉事務所、児童相談所などへ橋渡しをすることで、相談者が福祉サービスを利用できるようになり、生活や心身の状態が安定することもありました。

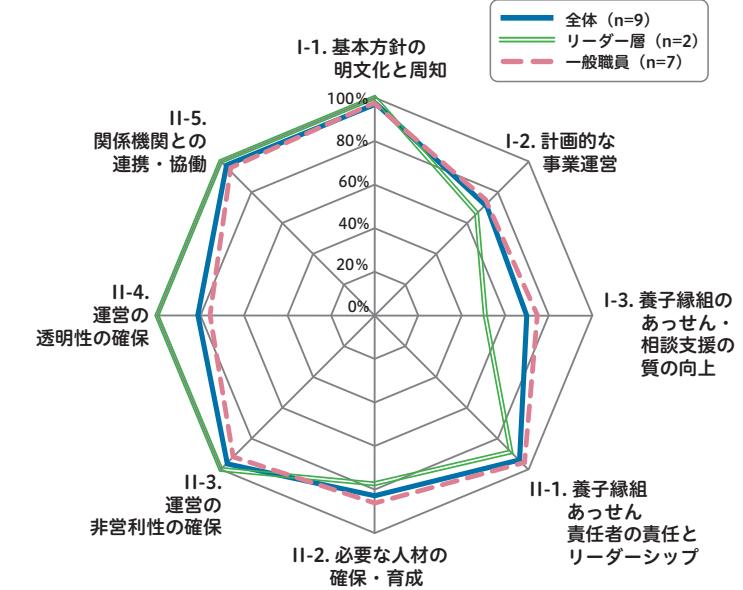
## Adoption

### 第三者評価実施報告

2019年に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」(養子縁組あっせん法)は、養子縁組のあっせんに係る業務の質について評価機関による評価を受け、結果を公表することを定めています。私たちは、あっせん責任者を中心に養子縁組に携わるソーシャルワーカーの自己評価を行い、その集計結果や、業務の手順、記録の保存方法などの実態調査をふまえた評価を受けました。

結果はa/b/c三段階で44つの項目で評価され、(a)が39項目、(b)が5項目でした。特によいと思われる点(a)は①ソーシャルワークの専門性の高い職員集団による相談援助体制、②ISSJの各國の支部等の資源を活用しながら、子どもの健全な育成の確保に尽力している点が挙げされました。一方、特に改善が望まれる点(b)として①業務方法書の定期的な更新と公表にむけた検討、②取組の達成度を評価する指標を設定が指摘されました。業務の向上を目指すためにも、スタッフ間の技術は伝承に頼らず、マニュアルとして整備をし、業務フローの見える化と指標づくりを取り組んでいきます。

### ISSJ職員による自己評価表



### 第三者評価の項目（抜粋）

No.	評価項目 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由
15	I-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要な社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要な関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。 <input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。 <input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となつた児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※決定事項	a	評価項目の事項が適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリング及び記録等の閲覧により確認できた。
35	II-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 <input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている	b	業務方法書の見直しについては、必要に応じて随時、職員会議で検討しているものの、定期的な検証の仕組みの整備には至っていない。

評価の全文は、ISSJ公式ウェブサイトでご覧いただけます。

### 関係者向け勉強会の開催

日本では養子縁組の記録の公開、利用方法に関する確立されたルールがなく、養子が自身について何かを知ろうとしたとき、関係機関に問い合わせをしたとしても満足に情報が得られるとはかぎりません。ISSJは、東京都内の養子縁組あっせん機関の皆さんといっしょに「養子縁組に係る記録の管理と情報提供のあり方」をテーマとした勉強会(オンライン)を開催しました。講師には、社会的養護で育った当事者や養子の記録へのアクセスに関する研究を行うアーカイブス学の専門家・阿久津美紀氏(目白大学)をお招きしました。第

1回目は、アーカイブス学と記録についての基礎と、先行事例としてイギリスにおける養子縁組の記録管理の取り組みを学びました。第2回目は、養子が自身の記録にアクセスするための支援方法について、事例紹介を交えながら意見交換を行いました。当事者のライフステージに合わせて支援が提供できるよう、支援体制の在り方を参加者の皆さんと検討する機会になりました。



### 当事者・支援者の声

#### ソーシャルワーカーからの声

「よかつたら実母さんにも見せてあげてください」と養親が私に託したのは、成長した養子の写真でした。それを見た実母は「養親さんにとっても愛されていますね。目元は少しだけわたしに似ていますね」と、涙を浮かべていました。(ソーシャルワーカー)



#### 養親からの声

私たち夫婦の感情は、まるでジェットコースターのようでした。初めて娘に会った時の、すぐには一緒に過ごすことができないという悲しみと、彼女が家族になるという興奮。そして、親になるという未知の体験への恐怖や不安。しかし、娘は明るく、私たちの生活に飛び込んできてくれました。私たちは世界で最も幸運な親であり、彼女は家族の絆そのものです。(養親)

## 養子縁組後の支援 (ポストアダプション)

養子縁組は成立して終わりではなく、養子・養親になつた養親子、そして生みの親など、関係する人々にとって、生涯にわたって向き合い続けるプロセスです。

### 活動概要

ISSJは、養子の出自を知る権利を守るために、養子のルーツ探しやライフストーリーワークの支援を事業の一環に位置付けています。ルーツ探しは「自分は誰なのだろう。出自を知るために、これからどうしたらいいのだろう。」という問い合わせ重ねながら、自らのアイデンティティに向かうプロセスです。私たちは、当事者のライフステージや環境、悩み応じながら、話に耳を傾け、情報提供や連絡調整をしています。また、ISSJで養子縁組をした親子の記録や資料の保存、その情報開示も行っています。2021年度は、出自を知る権利に関する厚生労働省や日本財団による研究会やシンポジウムに、相談窓口をもつ養子縁組あっせん機関として参加しました。



## 養子縁組後の相談窓口

養子縁組後の支援についてのご案内

社会福祉法人日本国際社会事業団(ISSJ)に相談してみませんか?

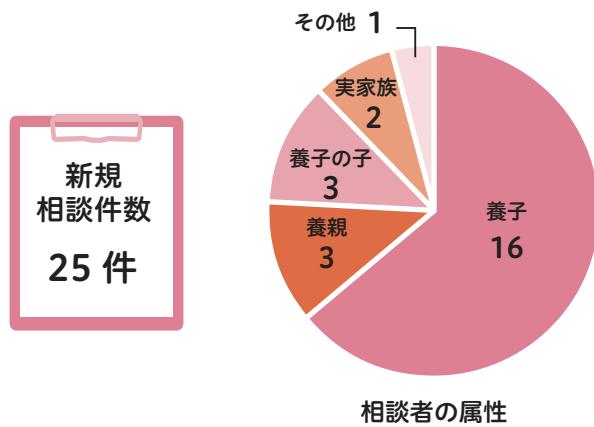
Supported by 日本のNIPPON FOUNDATION

2020年より「養子縁組後の相談窓口」を立ち上げ、ルーツ探しをしたい養子、養子を支援したい養親からの相談を受けています。2021年度の相談件数25件のうち、約9割がISSJ以外の他機関で養子縁組をした養子や養親からの相談でした。

ルーツ探しを始めたとしても、必ずしも当事者が望む結果を得られるわけではありません。相談者との話し合いを通して、相談者の希望や目的を整理したうえで、支援方法を提示し、支援を開始しています。養子に、実親を探すための資料の集め方や取得方法をお伝えしています。養親には、養子への真実告知や養育に関する相談に応じることもあります。

## 主な相談内容

2021年度、25件の相談の半数以上が、養子本人から寄せられ、「生みの親に会ってみたい」「養子になる前の自分の生活を知りたい」といった出自に関する内容でした。生みの親に会うために一人でルーツ探しを始めたものの実現しなかった養子に対して、どうして実親に会いたいと思うのかを改めて考えてもらいました。気持ちを整理するなかで、養子縁組に至るまでの実親の様子を知りたいと希望していることがわかり、養子縁組をあっせんした児童相談所に記録の開示請求をする方法を提案することができました。



## ライフストーリーワークとは

子どもは養子縁組によって新しい家族を得る一方で、今まで身を置いていた環境から離れるという喪失と悲しみを経験します。子どもが自分の生い立ちを理解し、さらに未来について考えられるように手助けをする方法のひとつに「ライフストーリーワーク」があります。ISSJは、子どもの発達年齢に応じて、子どもの生い立ちをわかりやすく説明することを養親に勧めています。ISSJは、真実告知が養親と養子に及ぼす影響をふまえ、どのような方法で実施することが望ましいかを学ぶように養親向けセミナーを実施しています。2021年度は、上村宏樹氏（一般社団法人「無憂樹」代表）を講師に招き、グループワークを用いて、養親の疑問や悩みに応じながら、実体験を分かち合う機会をもちました。



養子縁組に関する子ども向けの絵本  
左: ジェイミー・リー・カーティス作、ローラ・コーネル絵、坂上香訳、偕成社出版  
右: 鎌倉女子大学「家族のつながり」ゼミナール著、ちとせプレス出版

## 支援スキル向上のために

養子縁組後の支援は、近年注目されるようになっていますが、支援制度や方法が確立されているわけではありません。ISSJは、相談者のニーズに応じた支援提供ができるようにソーシャルワーカーの支援スキル向上に努めています。2021年度は、養子縁組や社会的養護に関する専門家や有識者を招き、相談窓口の運営や支援方法、養子当事者の記録の取り方や保管のあり方を主題とした意見交換会を2回開催しました。また、個別支援方法のあり方を検討するために森和子氏（文教学院大学）を講師に招いて、事例検討会を4回実施しました。



## 当事者の声・支援者の声

ルーツ探しやライフストーリーワークに関して、一つの正解がないからこそ、悩みや戸惑いの声も寄せられています。

### 当事者からの声

真実告知のタイミングに悩んでいたのですが、参加の方の体験談や、先生からの具体例がとても参考になりました。試してみたいと思います。告知が不安なのは私自身の問題なので改めて考えさせられ、とても良い時間になりました。(養親向けセミナーを受講した養親)

### ソーシャルワーカーからの声

「養子であることを伝えた後、どのように子どもに接していくか、わからない」と、率直にお話しされた養親さんがいました。養親さんは子どもがどのように思っているかと大きな不安を持たれて戸惑っているのだなと思うとともに、養親さんが子どもへとても深い愛情をもたれていると感じました。



## Online Seminar

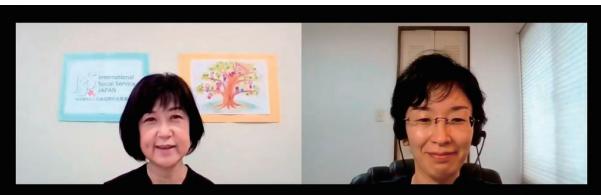
# 支援者向け研修

外国につながる家族や子どもは日本社会の制度の狭間で孤立してしまうことがあります。  
社会全体で、彼らの助けを求める声やその背景を理解することが必要です。

## 外国につながる子どもと家族の相談支援オンラインセミナー

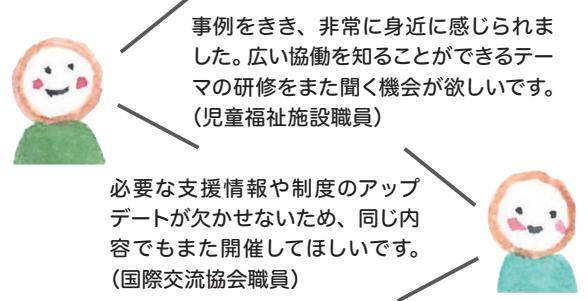
相談支援に携わる関係者を対象に、全4回のオンラインセミナーを開催しました。ISSJが設立以来、支援の対象としてきた外国につながる家族や子どもに関する相談は、言葉の問題や本国の制度、文化・慣習の違いや来日の背景によって複雑な場合が多く、アセスメントや支援が難しいことがあります。こうした相談を受ける相談窓口や

2021年 9月25日(土)	外国にルーツのある家族と子どもへの相談支援の基礎 ～在留資格や文化的背景などの留意点について～ 講師：東洋大学ライフデザイン学部教授 南野奈津子氏
2021年 10月30日(土)	外国にルーツのある子どもの在留資格や国籍に関する相談支援～施設に入所している無国籍児童の国籍取得手続きと関係者間の連携～ 講師：いづみ橋法律事務所弁護士 小田川彩音氏
2021年 11月27日(土)	外国にルーツのある子どもの発達に関する相談支援～多文化・多言語環境の子どもの発達について～ 講師：臨床心理士／公認心理師 東谷知佐子氏
2022年 1月22日(土)	フィリピン人児童の出生登録手続きについて ～出生登録や国籍取得支援におけるフィリピン大使館との連携～ 講師：フィリピン大使館領事部 公使・総領事 セルナ チュア シャーメイン氏



左：ISSJ 常務理事 石川、右：講師 南野奈津子氏

### 参加者の声



## 文京区・夢の本箱 プロジェクトの参加

ISSJが事務所をおく文京区は、地域での公益活動として「夢の本箱プロジェクト」を実施しています。前年度から継続して、ISSJは区内の社会福祉法人として古本の回収ボックスの設置に協力しています。回収された古本の代金は、区内の子ども食堂のために使用されます。2021度、ISSJは企画・協働推進部会の部会長を務めました。



## イベントの登壇・執筆

### 執筆

- ・移住連の情報誌『Mネット』215号 「急増した「食」のニーズと、移民コミュニティの困窮－コロナ禍における非正規滞在者の相談と課題－」近藤花雪
- ・移住連の情報誌『Mネット』220号 「非正規滞在の女性の妊娠・出産をめぐる課題とその支援」重藤裕子・近藤花雪
- ・特別養子縁組緊急シンポジウム「真に子どもたちのための制度であるために何ができるのか」（主催：日本財団子どもたちに家庭をプロジェクト）講演「ルーツ探しの取り組み、国際養子縁組の課題」石川美絵子
- ・『難民研究ジャーナル』第10号発刊記念公開座談会「これからの日本で求められる難民研究とは？」（主催：難民研究フォーラム）近藤花雪
- ・第50回全国社会福祉教育セミナー（主催：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟）2021年11月27日（日）セッション「コロナ禍が炙り出すグローバル化した地域とソーシャルワーク」石川美絵子
- ・FLECフォーラム～社会的養護の健全な発展のために～（主催：全国家庭養護推進ネットワーク）パネルディスカッション「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」石川美絵子
- ・映画『東京クルド』上映会＆トークセッション in 武蔵野大学（主催：武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科）トークセッション参加 石川美絵子
- その他、大学の講義や学会で講演を行いました。

## 2021年度会計報告

2021年度の会計報告は下記の表のとおりです。長引くコロナ禍にもかかわらずたくさんの寄付と助成金・補助金に支えられ、継続して活動を実施することができました。温かいご支援に感謝申し上げます。

法人単位資金収支計算書  
(自)令和3年4月1日 (至)令和4年3月31日 (単位:円)

勘定科目		決算(B)
事業活動による収支	相談支援事業収入	57,764,231
	経常経費寄附金収入	13,569,603
	受取利息配当金収入	150
	その他の収入	35,770
	事業活動収入計(1)	71,369,754
	人件費支出	37,544,057
事業活動による支出	事業費支出	18,865,846
	事務費支出	8,296,900
	その他の支出	0
	事業活動支出計(2)	64,706,803
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,662,951
	その他の活動収入計(7)	0
その他の活動による収支	その他の活動支出計(8)	2,176,000
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	2,176,000
	予備費支出(10)	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		4,486,951
前期末支払資金残高(12)		15,889,003
当期末支払資金残高(11)+(12)		20,375,954

## 助成金・補助金

2021年度の事業は、以下の助成金・補助金をいただいて実施しました。

- ・東京都福祉保健局 「養子縁組民間あっせん機関助成事業」
- ・東京都福祉保健局 「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」
- ・日本財団「国境を越えて移動する子ども、家族のための相談援助」
- ・日本財団「養子縁組後の家族を対象とした相談窓口の運営」
- ・みてね基金 「難民・難民申請者の子どものオンライン家庭学習支援」
- ・国連難民高等弁務官事務所 パートナー事業
- ・外務省領事局ハーグ条約室 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に係る面会交流支援事業」
- ・イエズス会 「マリア・メディカルサポート基金」
- ・NPO ジャパンプラットフォーム 「移住者コミュニティのエンパワメント事業」
- ・アジア福祉教育財団 「ロヒンギャコミュニティへの食糧支援」
- ・NPO Living in Peace 「移民・難民の子どものいのちを守る基金」

## 役員一覧

### 理事長

永坂 哲 元鶴見大学特任教授・国際交流センター長

### 常務理事

石川 美絵子 2010年4月ISSJ入所、2016年より常務理事

### 理事

後藤 絵里 元朝日新聞社・社会福祉士

篠原 敏夫 羽田エアポートセキュリティー株式会社

代表取締役副社長 執行役員

長島 弘征 ながしま歯科口腔外科クリニック院長

畠山 篤 株式会社テレビ岩手 取締役 編成・報道制作担当

編成局長兼報道制作局長

### 監事

山本 一雄 国際石油開発帝石株式会社 元常勤監査役

小豆澤 宅絵 とつか法律事務所 弁護士

### 評議員

池田 千鶴子 音楽家・大阪医科大学看護学部非常勤講師

池田 徹 社会福祉法人風の村 理事長

伊藤 里枝子 特別の非営利活動法人JFCネットワーク事務局長

鵜川 晃 大正大学人間学部人間環境学科准教授・臨床心理士

坂間 治子 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会

女性の家 HELP・主任支援員

佐伯 英隆 京都大学公共政策大学院名譽フェロー

永田 順子 名古屋外国語大学、桜美林大学客員教授

南野奈津子 東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科

子ども支援学専攻教授 (2022年3月31日時点)



ISSJ公式サイトはこちら  
<https://www.issj.org>

発 行：社会福祉法人 日本国際社会事業団  
International Social Service Japan (ISSJ)  
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-2 御茶の水 K&K ビル 3F  
TEL : 03-5840-5711 FAX : 03-3868-0415  
発行日：2022 年 9 月 1 日